

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四十号

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例

佐賀県安心こども基金条例（平成二十一年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「対応する」の下に「ほか、地域における子育て支援、ひとり親家庭に対する支援等の充実を図る」を加える。

附則第二項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)	(設置)
第一条 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、地域における子育て支援、ひとり親家庭に対する支援等の充実を図ることにより、県民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うため、佐賀県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。	第一条 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応することにより、県民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うため、佐賀県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。	第一条 保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、地域における子育て支援、ひとり親家庭に対する支援等の充実を図ることにより、県民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うため、佐賀県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。
附 則	附 則	附 則
1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、平成二十七年六月三十日限り、その効力を失う。	1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、平成二十三年六月三十日限り、その効力を失う。	1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、平成二十三年六月三十日限り、その効力を失う。